

広島県訓令第八号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令の次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島地域事務所厚生環境局」を「西部厚生環境事務所」に改める。

第六条及び第七条中「保健所分室」を「保健所支所」に改める。

第七条の二中「地域事務所厚生環境局環境管理課」を「厚生環境事務所環境管理課又は厚生環境事務所支所衛生環境課」に改める。

第九条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に、「農業改良普及」を「協同農業普及事業」に改める。

第十条中「地域事務所農林局水産課又は地域事務所農林局農村振興課水産係」を削り、「水産業改良普及」を「水産業改良普及事業」に改め、「職員」の下に「（職員の職の設置に関する規則第三条第二項の規定により置かれる水産技術管理監の職にあるものを含む。）」を加え、「又は同係」を削り、「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。

第十一条中「森林環境づくり支援センターに所属する職員（所長を除く。）」を「農林水産局農林整備部林業課に所属し、林業普及指導に関する業務を担当する職員（職員の職の設置に関する規則附則第四項の規定により置かれる林業技術指導室長を除く。）」に改め、「同センター」を「同課」に改める。

第十二条中「地域事務所建設局又は地域事務所建設局支局の局長、支局長、次長、支局次長」を「建設事務所又は建設事務所支所の所長、支所長、次長、支所次長」に改め、同条第一号中「広島地域事務所建設局」を「西部建設事務所」に改め、「管理課専任主査」の下に「、維持第一課専任主査、維持第二課専任主査」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「呉地域事務所建設局」を「西部建設事務所呉支所」に改め、「管理課専任主査」の下に「、維持課専任主査」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 西部建設事務所廿日市支所の管理専門監、維持専門監、管理用地課専任主査（管理を担当するもの）、土木課専任主査（維持を担当するもの）、管理用地課管理調整員、管理用地課管理係長、土木課維持係長、管理用地課管理係主任専門員、土木課維持係主任専門員、管理用地課管理係専門員及び土木課維持係専門員

第十二条第四号を次のように改める。

四 西部建設事務所安芸太田支所の管理専門監、維持専門監、管理用地課専任主査（管理

を担当するもの)、土木課専任主査(維持を担当するもの)、管理用地課管理係長、土木課維持係長、管理用地課管理係主任専門員、土木課維持係主任専門員、管理用地課管理係専門員及び土木課維持係専門員

第十二条第五号中「東広島地域事務所建設局」を「西部建設事務所東広島支所」に改め、「管理課専任主査」の下に、「維持課専任主査」を加え、「管理課管理係長、維持課維持係長」を「管理課管理第一係長、管理課管理第二係長、維持課維持第一係長、維持課維持第二係長」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「尾三地域事務所建設局」を「東部建設事務所」に改め、「管理課専任主査」の下に、「維持課専任主査」を、「管理課管理第二係長」の下に、「維持課事業調整員」を加え、同号を同条第六号とし、同条第八号中「福山地域事務所建設局」を「東部建設事務所三原支所」に改め、「管理課専任主査」の下に、「維持課専任主査」を加え、「管理課管理調整員」及び「維持課事業調整員」を削り、同号を同条第七号とし、同条第九号中「備北地域事務所建設局」を「北部建設事務所」に改め、「管理課専任主査」の下に、「維持課専任主査」を加え、「管理課管理係長、維持課維持係長」を削り、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 北部建設事務所庄原支所の管理専門監、維持専門監、管理用地課専任主査(管理を担当するもの)、土木課専任主査(維持を担当するもの)、管理用地課管理調整員、管理用地課管理係長、土木課維持係長、管理用地課管理係主任専門員、土木課維持係主任専門員、管理用地課管理係専門員及び土木課維持係専門員

第十二条第十号を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十三条関係)

保健所長	関係厚生環境事務所の医監
保健所の各職(所長を除く。)	上欄に掲げる職に対応する関係厚生環境事務所の同一職名の職
保健所支所の各職	上欄に掲げる職に対応する関係厚生環境事務所支所の同一職名の職
家畜保健衛生所の各職(所長及び次長を除く。)	上欄に掲げる職に対応する関係畜産事務所の同一職名の職
病虫害防除所長	関係農業技術指導所長
病虫害防除所の次長	関係農業技術指導所の次長

別表第二環境県民局総務管理部県民活動課及び健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに広島こども家庭センターの項中「広島こども家庭センター」を「西部こども家庭センター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。